

平成 30 年 3 月 27 日

投資主各位

東京都港区南青山三丁目 1 番 31 号
積水ハウス・レジデンシャル投資法人
執行役員 南 修

第 9 回投資主総会決議のお知らせ 及び合併に伴う本投資法人の投資口のお取り扱いについて

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の本投資法人の第 9 回投資主総会におきまして、下記のとおり決議されましたので、お知らせ申し上げます。

敬具

記

決議事項

- 第 1 号議案** 積水ハウス・リート投資法人との合併契約の承認の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。
- 第 2 号議案** 積水ハウス・アセットマネジメント株式会社との資産運用委託契約の解約の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。
- 第 3 号議案** 規約一部変更の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。

これにより、本投資法人の第 25 期の営業期間が平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までの 7 ヶ月間に変更されるとともに、平成 30 年 5 月 1 日を効力発生日として、本投資法人を吸収合併消滅法人、積水ハウス・リート投資法人（以下「SHR」といいます。）を吸収合併存続法人とする吸収合併（以下「本投資法人合併」といいます。）を実施することとなりました。

SHR は、本投資法人合併の効力発生日の前日（平成 30 年 4 月 30 日）の本投資法人の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主様に対して、その有する本投資法人の投資口 1 口につき、SHR の投資口 1.65 口（SHR は本投資法人合併に際し投資口の分割を行います。投資主様に割当交付される SHR の投資口は、かかる投資口の分割後のものです。SHR の投資口の分割の詳細につきましては、平成 30 年 1 月 24 日付で SHR が公表した「投資口の分割に関するお知らせ」をご参照ください。）を割当交付いたします。

本投資法人合併に伴いまして、投資主の皆様に行っていただくお手続きは特段ございません。ただし、本投資法人の投資口の今後のお取り扱いにつきましてご注意いただきたい点等がございますので、次ページ以下のご案内をご高覧くださいませようお願い申し上げます。

平成 17 年 7 月の東京証券取引所上場以来、投資主の皆様にご支援いただきましたことに衷心より深謝申し上げます。投資主の皆様のご今後のますますのご発展を祈念するとともに、本投資法人合併後の積水ハウス・リート投資法人への変わらぬご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

【ご注意】

- 本投資法人の投資口の東京証券取引所における売買取引は、平成30年4月24日をもって終了し、平成30年4月25日に上場廃止となる予定です。
- 本投資法人合併により本投資法人の投資口に代えて割当交付されるSHRの投資口の売買等につきましては以下をご覧ください。

1. 本投資法人合併の日程と本投資法人の投資口の流通について（予定）

本投資法人合併の日程と本投資法人の投資口の流通につきましては、次のとおりとなる予定です。ご所有の投資口の売買に際しましては、日程にご留意いただきますようお願い申し上げます。

日 程		本投資法人の投資口の流通
平成30年4月24日（火曜日）	本投資法人の投資口の売買最終日	この日まで、東京証券取引所にて従来どおり売買できます。
平成30年4月25日（水曜日）	本投資法人の投資口の上場廃止日	上場廃止となり、この日以降、東京証券取引所にて売買ができなくなります。
平成30年5月1日（火曜日）	本投資法人合併の効力発生日 SHRの投資口割当日	合併比率に基づきSHRの投資口が割当交付され、当該投資口について売買が可能になります。

2. 端数投資口処分代金について

SHRの投資口の割当の結果、1口に満たない端数の投資口については、一括して法定の手続きにより売却処分し、その処分代金を、端数が生じた投資主様に対して、端数の割合に応じてお支払いする予定です。

3. 合併交付金について

SHRは、本投資法人の平成29年10月1日から平成30年4月30日までの営業期間に係る金銭の分配の代わり金として、本投資法人合併の効力発生日の前日（平成30年4月30日）の本投資法人の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）第149条の3の規定に基づきその有する投資口の買取りを請求した本投資法人の投資主を除きます。）又はその保有する投資口に係る登録投資口質権者の皆様に対し、合併交付金をお支払いする予定です。

4. ご照会先

ご不明の点は以下の投資主名簿等管理人までお問合せをお願い申し上げます。

投資口の一般的な事務に関する照会先	
投資主名簿等管理人	〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
郵送物送付先 電話お問合せ先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電 話 : 0120-288-324（フリーダイヤル） 受付時間 : 平日9:00～17:00

以上